

名古屋市告示第122号

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の臨時開館について

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則（平成19年名古屋市規則第85号）第2条第2項の規定により、次のとおり休館日に臨時に開館します。

令和 7年 3月21日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 臨時に開館する施設

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）

2 臨時に開館する日

令和 7年 5月 7日（水）

令和 7年 7月22日（火）

令和 7年 7月28日（月）

令和 7年 8月12日（火）

令和 7年 8月18日（月）

令和 7年 8月25日（月）

令和 7年 9月16日（火）

令和 7年10月14日（火）

令和 7年11月 4日（火）

令和 7年11月25日（火）

令和 8年 1月13日（火）

令和 8年 2月24日（火）

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課